

熊本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する
条例の一部改正について

熊本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例の一部
を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例の
一部を改正する条例

熊本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例（平成
30年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関
する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚
生労働大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準」を「就学前の子どもに関する
教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基
づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準」に改
め、同条第2項の表中「附則第7項」を「附則第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条
第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が

定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示（令和5年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号）等の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。